

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和8年3月 2日

長崎県立長崎高等技術専門校長 吉田 憲司

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 7長技専入札第5号
- (2) 業務名 長崎高等技術専門校 庁舎清掃・環境衛生管理業務委託
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
上記期間の1ヶ月前までに双方から申し出がない場合は、引き続き次の2年間は同一の条件で本契約を自動継続するものとする。ただし、自動継続できる契約期間は最長令和11年3月までとし、期間満了又は変更した条件などにより、競争入札等を実施した場合の再契約を妨げるものではない。
- (4) 履行場所 長崎県西彼杵郡長与町高田郷547-21
- (5) 業務内容 庁舎清掃業務（詳細については長崎高等技術専門校 庁舎清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 入札の方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札執行回数は、3回を限度とする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 電送及び郵送による入札は認めない。
- (5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

3 最低制限価格

本入札には、最低制限価格が設定されている。

なお、最低制限価格より低い価格の入札をしたものは、再度の入札に参加できないものとする。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。
- (2) 「長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の

清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）」に基づき庁舎の清掃に係る競争入札参加資格を令和8年3月2日現在で有している者であることに加えて、営業所を長崎市、長与町又は時津町に有していること。

- (3) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者。

5 入札参加条件

次の条件をすべて満たしているもの。

- (1) 4の入札参加資格を有する者で、「一般競争入札参加申込書」（様式第1号）を令和8年3月13日（金）17：00までに提出した者。
なお、申込書には次の書類を添えて提出すること。
ア. 「長崎県が発注する庁舎の清掃に係る競争入札に参加する資格」を有している者であることを証する「資格審査結果通知書」の写し
イ. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に掲げる事業にかかる同項の長崎県知事の登録がある者を証する「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」の写し
- (2) 令和8年4月1日より当該委託業務の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
- (3) 当該委託業務の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

6 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

(名称) 長崎県立長崎高等技術専門校 総務課
(住所) 長崎県西彼杵郡長与町高田郷547-21
(電話) 095-887-5671

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札書及び入札説明書等の交付方法

この公告の日から令和8年3月13日（金）までの午前9時から午後5時までの間（県の休日を除く。）6の部局で随時交付する。

また、県庁WEBサイトの入札情報においても入手することができる。

なお建物図面については来校時のみ閲覧・交付できることとする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札及び開札の場所及び日時等

(日時) 令和8年3月19日（木）午前10時30分

(場所) 長崎県立長崎高等技術専門校 管理棟1階 大会議室

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、契約の規模については見積もった契約希望金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

a 3,000 万円以上

b 3,000 万円未満1,000 万円以上

c 1,000 万円未満

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税含む）の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 入札の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、締結した同種、同規模の契約の履行証明（2件）を提出する場合。

なお、契約の規模については契約金額が該当する次のいずれかの希望以上のものであることとする。

a 3,000 万円以上

b 3,000 万円未満1,000 万円以上

c 1,000 万円未満

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の（1）から（7）により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者が行った入札は無効とする。

(7) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(9) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。

(10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、第98条の規定に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この委託業務は世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けないものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22法律第67号）、地方自治法施行令及び長崎県財務規則の定めるところによる。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。